

第 17 回 四日市市農業委員会月例総会議事録

I 開催日時 令和 6 年 12 月 13 日（金）9 時 30 分～12 時 10 分

II 開催場所 四日市市総合会館 7 階第 2 研修室

III 出席者

1 委員

会長 ⑪豊田忠篤、副会長 ⑥岡本萬里子、副会長 ③伊藤豪俊

①森 勇志、②稲垣孝義、④野呂昌見、⑤山川友志、⑦伊藤明洋、

⑧加藤 剛、⑨清水 透、⑩奥山邦典、⑫山中博昭、⑬伊藤 元、

⑭矢田敏秋、⑯古市ひとみ、⑰五十嵐和壽、⑱鎌田隆郎

2 事務局

局長 石田、局次長 飯田、副参事 前田

局員 川村、早川

IV 欠席委員 ⑮永尾敏昭、⑲岡 良浩

V 傍聴者 なし

VI 議事内容

1 午前 9 時 30 分、豊田会長が開会を宣言

2 豊田会長が、委員定数 19 名中 17 名が出席しているため、本月例総会が有効に成立していることを報告。

3 豊田会長が議事録署名者に野呂昌見、鎌田隆郎 両委員を指名。

4 議事に入る

(1) 報告案件第 1 号から第 6 号

会長 報告案件を上程します。報告案件第 1 号から第 6 号を事務局から説明してください。

副参事 報告案件第 1 号から第 6 号について、一括して説明します。

報告第 1 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、報告書 1 頁から 4 頁にかけて記載されているとおりです。合計で 13 件、57 筆、28,675.95 m²の届出がございました。13 件の届出事由の内訳は、全て相続によるものです。

次に報告第 2 号農地法第 4 条の規定による転用届出については、報告書 5 頁に記載されているとおりです。合計で 6 件、7 筆、2,963.91 m²の届出がございました。なお、大矢知地区 51 番、内部地区 50 番、楠地区 54 番については届出以前に転用行為が行われていることから始末書、八郷地区 52 番については顛末書がそれぞれ添付されています。

次に報告第 3 号農地法第 5 条の規定による転用届出のうち所有

権移転（売買）については、報告書 6 頁から 8 頁にかけて記載されているとおりで。合計で 15 件、22 筆、8,088 m²の届出がございました。なお、現況が農地以外の土地で、届出以前に転用行為が行われている案件については始末書が添付されています。

次に報告第 4 号農地法第 5 条の規定による転用届出のうち所有権移転（贈与）については、報告書 8 頁に記載されているとおりで。合計で 1 件、1 筆、37 m²の届出がございました。なお、当該届出は、現況が農地以外の土地で、届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第 5 号農地法第 5 条の規定による転用届出のうち使用貸借権設定については、報告書 9 頁に記載されているとおりで。合計で 4 件、4 筆、1,347 m²の届出がございました。

次に報告第 6 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知については、10 頁に記載されているとおりで。合計で 2 件、4 筆、17,548 m²です。これは、農地の賃貸借契約を解約する際に、貸人と借人双方で合意解約に至ったことについて、農業委員会に通知があったものです。解約事由及び合意年月日は報告書記載のとおりで。

報告案件第 1 号から第 6 号までの説明は以上となります。

会長 事務局から説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

会長 先月頃から農業委員に案件の説明と一緒に始末書を送ってくれるようになったが、これからは始末書も送ってもらうのですか。

副参事 市街化区域内の届出については、担当地区の農業委員に届出書のコピーと位置図をこれまで送っております。ただ、届出以前に転用されている場合は、事務局に出す提出書類には始末書が付いていますが、担当地区の農業委員には始末書は添付せず、届出書と位置図だけをセットにして送っていました。今後は始末書が添付されている案件については、始末書も付けて送付します。

局次長 前回の月例総会でそのようなご意見をいただいておりますので、以降はそのような扱いをさせていただきます。皆さん、いかがでしょうか。

伊藤元委員 私が依頼しました。以後始末書を付けていただいています。想像では決まり文句の始末書になっていると良くないと思っていましたが、そうでもなく、それぞれの申請者が自分で作成していることが伺えましたので、今後も続けていただきたいと思います。

来月の報告案件のお話にはなりますが、始末書に書かれている住所と申請書の住所が違うものがありました。郵送で始末書が送られてこなければ気づかずに来月報告されていたと思います。ですので、そのような面からも、始末書は郵送していただいた方がいいと思います。書類はもっと正確に作っていただくよう、事務局にはお願いをしたいと思います。

会長 ありがとうございます。農業委員が審査により一層関わることは非常に大事なことです。今後、始末書は委員への送付文書に付けるということによろしいか。

局次長 当面、このやり方で進めさせていただきます。個人情報に苦になる方がいらっしゃいましたら、事務局まで返却いただければ、こちらで責任をもって処分いたします。

会長 ありがとうございます。他にご質問はございますか。特にないようですので、報告案件第1号から第6号までを原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

 (全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします(全会一致で承認)。

(2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 所有権移転(売買)

会長 議案第1号を上程します。事務局から説明をお願いします。

副参事 農地を耕作する目的で、売買により所有権移転を行うための申請が5件ございました。

 下野地区72番は、譲渡人から譲受人に売買を行うための申請です。位置図は1頁です。譲受人は新規営農者で、1人で営農する計画です。権利取得後は自家消費用に露地野菜を栽培する計画です。譲受人は新規営農ですが、申請地が住宅を新築する計画がある土地の隣地であること、譲受人の父が山城町と大鐘町で田畑を2,507㎡ほど耕作しており営農のアドバイスも受けられること、機械を父から借りることができることなどの状況を踏まえて野呂委員と協議の上、面談は実施していません。

 桜地区73番は、譲渡人から譲受人に売買を行うための申請です。位置図は2頁です。譲受人は新規営農で、譲受人と両親の3人で営農する計画です。譲受人の自宅は申請地の近隣にあります。譲受人の父が自宅敷地の隣に農地を所有しており、その農地を家族で家庭菜園として利用しています。権利取得後は、露地野菜を栽培する計画です。新規営農となりますが、先ほど説明した内容を踏まえ、奥山委員と協議の上、面談は実施していません。

県地区 70 番は、譲渡人から譲受人に売買を行うための申請です。位置図は 3 頁です。譲受人は申請地すぐ北側の牛舎で肉牛を育てており、妻と従業員 3 人で営農されています。所有されている農地では牧草を栽培しています。現在、申請地は畑として利用され、イチジクが栽培されています。権利取得後もイチジクを中心に栽培する計画です。

日永地区 74 番は、譲渡人から譲受人に売買を行うための申請です。位置図は 4 頁です。譲受人は農作業歴 20 年程度で、譲受人が申請地を 20 年間耕作されています。耕作面積が 5,000 m²未満ですが、今回の申請は親族内での売買であること、市街化区域内の農地であること、自宅近隣の申請地を既に適切に管理されていることを考慮し、豊田委員と協議の上、面談を実施していません。

水沢地区 75 番は、譲渡人から譲受人に売買を行うための申請です。位置図は 5 頁です。譲受人の耕作面積はありませんが、農作業歴が 5 年程度あります。営農計画書が添付されており、柿の木を植栽する計画です。既に苗木を 28 本購入しており、苗木を植える場所を示した土地利用計画図が添付されています。9m 間隔で植栽する計画です。将来的に収穫した柿は、干し柿に加工して小売店や四季彩で販売する計画です。申請地は遊休化した状態であり、権利取得後に今回提出された復元計画書に基づき復元を行います。復元は水沢町在住の知人が重機を用いて行う予定です。新規就農であるため 12 月 3 日に申請人と事務局で面談を行い、五十嵐農業委員と森農地利用最適化推進委員に同席いただきました。委員からは農地が復元され、果樹畑として管理されるのであれば問題ないとの意見をいただいています。

以上のおり農地法第 3 条の規定による 5 件の申請のうち、新規営農を除く案件は、権利を取得しようとする者が、現在、所有又は借受けている農地について適切に耕作管理していることを農家台帳等で確認しています。また、権利取得後も農機具の保有状況や必要な農作業への従事状況などから適切に耕作管理していくことが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。

また、新規営農である 4 件の申請については、提出された営農計画書に基づき申請人が営農計画を達成する上で必要な農作業に従事することや農作業に必要な機械等が確保される見込みであることから適切に耕作管理していくことが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。

このことから各案件については、農地法第3条第2項各号に掲げる不許可事由に該当しないため、許可相当であると考えられますので、ご審議いただくようお願いいたします。

会長 事務局から説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

伊藤元委員 水沢地区75番についてです。南部ブロック会議で、この案件について色々と正さなければならない所がございました。「柿の木を9m間隔で植栽するというのは、幅が広すぎるのではないか」という意見もありました。その中で、さらなる詳細を書いた営農計画書の提出を求めました。また、当該地はかなりの急勾配ですので、「土砂対策はどのように行うのか」といった意見も出ました。そのあたりの説明を再度事務局からしていただくようお願いいたします。

副参事 営農計画書については、ブロック会議後に提出をお願いして、提出されています。

伊藤元委員 どうして見せてくれないのですか。

副参事 回覧させていただきます。
(営農計画書を順に回覧)

伊藤元委員 総会で見せているようでは、タイミングが遅いのではないですか。私は審議を拒否します。来月に回してください。

会長 かなり急勾配なので、法面を作るという話でした。土砂対策をきちんとしていただくという話はブロック会議で出ましたね。

五十嵐委員 私はブロック会議を欠席しておりまして、面談をさせていただきました。桃栗三年柿八年ということで、後継者の名前も挙がっていないのに、「どうやって栽培していくおつもりですか」という質問には答えが返ってきませんでした。昔でいう石垣栽培のような、植栽ごとに石垣を積むなり土留めをするなりして排水対策を施さないと、接道に土砂が流出する可能性があります。そのところの計画が示されていません。今示されているものは単純な営農計画で、植えて、刈り取りして収穫と当たり前の話です。果たして干し柿にしたところで、どこで販売をするといった計画書もないです。そのところを面談でもお話しさせていただいたのですが、作っていける自信があるのなら、何年後と先の話も計画に則っていないとおかしい。そもそも新規就農は、将来性のある年齢でないといけないと思います。今回の申請者は高齢で後継者もおらず、次のステップがないです。今までに、「新規営農でなばなを作ります」、「柿

を植えます」、「よもぎを作ります」、「ヘーゼルナッツ作ります」と申請者は言うだけです。未だに作付けされていません。近隣に住んでいるので毎日見に行っていますが、一向にされていません。そのようなことが続くと、農業委員会の意味はあるのかと思ってしまいます。また、何の案件に対してもイエスマンになる必要はないと思っています。税金の無駄使いの会議だと思っています。発言したことに対して意味があればいいですが、意味がなければ何のために審議しているのかわかりません。事務局だけで解決できることなら、我々に問いただす必要はありません。先ほどの始末書案件についても、どういう始末を農業委員会がするのか、それが明確にされていません。申請者に、始末書を出しておけばいいと軽く思われているのが辛いです。

会長 ありがとうございます。他にこの件につきまして意見のある方はいらっしゃいますか。

五十嵐委員 水沢地区 75 番ですが、後々は農地転用されて沿道サービスや太陽光になる可能性も無きにしも非ずです。名刺の裏には太陽光業者の名前も入っていました。

事務局 農用地なので転用はできないです。

会長 農用地なので、農用地除外からのステップになると思います。

伊藤元委員 水沢地区 75 番について、今営農計画書を回してもらっていますが、私は見ていません。この資料は総会前に持ってきてください。来月のブロック会議でもう一度審議させていただきたいです。

局次長 先月の南部ブロック会議は、私も参加いたしました。確かにいくつか宿題をいただいております。水沢地区 75 番については、返事が滞っている、あるいは、まだ返事がないこともあるようです。一旦議案としてご説明しましたが、委員が言われるように、当然審議ができないということですから保留とします。来月までに、再度確認事項の整理を行う時間をいただければと思います。

伊藤元委員 次長、ありがとうございます。そうやって丁寧にやっていただけるということは本当にありがたいです。ブロック会議があつて、総会があつてというタイトなスケジュールの中で、慎重な審議をしていくことはなかなかできないと思います。事務局は日頃の事務作業、本当に大変だと思います。現地確認もあれば、昼間の窓口業務もあるため、非常にお忙しいことは私もわかっています。しかしながら、大切な議案ですから、きちんとその辺りをクリアしていきたいという気持ちがあるため、お話しさせていただきました。今後

とも皆さんが余裕をもって仕事ができるような環境作りを改めて要望させていただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました、水沢地区 75 番は説明不足で来月に回すということで、それ以外の案件について、ご意見があれば、ご発言ください。

よろしいですか。特にご意見がないようですので、この水沢地区 75 番を除く案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします (全会一致で承認)。

局次長 水沢地区 75 番について、確認いたします。詳細な営農計画、販売計画についての販売先等も含めた見込み、排水対策、こちらの 3 点をもう一度確認いたします。そのほかに確認事項があれば、ご教示いただければと思います。

清水委員 3 条の許可要件に沿って許可・不許可を決めなければならない、というのがあってと思います。柿の植栽について、1 本当たり 81 m² は大きすぎると思います。植栽密度が妥当かどうかという話をした時に、「事務局として知見を持ち合わせていません」と言われるわけですが、ずっとこうやって審議していくわけですので、関係の書物をひいてきて、適切な植栽密度がわかっている方がいいと思います。もう少しそこは、事務局から積極的に基準を確認して議案として諮っていただきたいと思います。とにかく、どのように法律的に整理されるかということに関しては来月確認させていただきますので、よろしくをお願いします。

局次長 9m 間隔で柿の木を植えることに関しては、「大きすぎないか」と申請者にお伝えはしていますが、未だ返事が返ってきていないということですので、そこも含めて整理させていただきます。

会長 他にご意見ある方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないようですので、次に進めさせていただきます。

(3) 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 (所有権移転) (売買)
議案第 3 号 事業計画変更承認申請

会長 議案第 2 号及び議案第 3 号を一括上程します。事務局から説明をお願いします。

副参事 農地を転用する目的で、売買により所有権移転を行うための申請が当初 24 件ございましたが、海蔵地区 117 番と桜地区 123 番が取り下げられましたので、合計筆数 30 筆、合計面積 15,799 m²、田

を 8,544 m²、畑を 7,255 m²にそれぞれ修正いただくようお願いいたします。

下野地区 111 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、分家住宅用地とするための申請です。位置図は 1 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。当該建築ができる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成は最大 30 cm の盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関しては、雨水は西側道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経由して西側道路側溝へ排水する計画です。建蔽率は、22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

保々地区 110 番と議案第 3 号の事業計画変更承認申請とは関連があります。位置図は 7 頁です。申請地は、令和 6 年 10 月 15 日付けで農地法第 5 条の規定による許可が出ています。今回、譲受人を変更するため事業計画変更申請が提出されています。当初の目的どおり住宅を建築する計画で、その計画内容に変更点はありません。

保々地区 112 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、隣接地と一体的に利用し、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 7 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連担しているためです。譲受人は、令和 2 年に設立された法人で、再生可能エネルギー発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統関係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

川島地区 120 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、隣接地と一体的に利用し、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 8 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は、平成 27 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営む法人です。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買が行われることがわかる意向表明書、小売電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

神前地区 109 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、隣接地と一体的に利用し、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 9 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。土地造成は 30cm 程度の盛土及び 30cm 程度の切土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は南側道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は農業集落排水へ接続する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

神前地区 113 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、隣接地と一体的に利用し、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 10 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。土地造成は 50cm 程度の盛土及び 40cm 程度の切土を行い、申請地東側を除く周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は東側道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は、コミュニティプラントに接続する計画です。建蔽率は、22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

神前地区 114 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 11 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。土地造成は 50cm 程度の盛土及び 30cm 程度の切土を行い、申請地東側を除く周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は南東側道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は宅地汚水柵を経由し、コミュニティプラントに接続する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

桜地区 116 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 12 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する

10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は、平成 26 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。譲受人が小売電気事業者として登録されていることが分かる登録通知書、中部電力への電力系統関係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

三重地区 108 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、既存敷地（障害者福祉施設の駐車場）の拡張するための申請です。位置図は 14 頁です。農地区分は第 1 種農地です。その判断根拠は、10ha 以上の一団農地が形成されているためです。第 1 種農地内での転用行為は原則不許可となりますが、今回は既存敷地に対する面積の 2 分の 1 未満の拡張であるため、例外的に許可できる要件を満たします。譲受人は、平成 21 年に設立された法人で社会福祉事業を営んでいます。申請地の隣接地において障害者福祉施設を運営しております。申請地は、令和 6 年 10 月に農用地除外手続きが完了しています。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。

三重地区 115 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 15 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は、令和 6 年に設立された法人で太陽光発電事業を営んでいます。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買合意書、小売電気事業登録通知書、中部電力への電力系統関係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

三重地区 118 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、隣接地と一体的に利用し、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 16 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存

在するためです。譲受人は、平成6年に設立された法人で太陽光発電事業を営んでいます。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。譲受人が小売電気事業者として登録されていることが分かる登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

県地区119番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は17頁です。農地区分は第3種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。譲受人は、平成6年に設立された法人で太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。譲受人が小売電気事業者として登録されていることが分かる登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

県地区121番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は18頁です。農地区分は第3種農地です。その判断根拠は、宅地が連担する区域内にあるためです。土地造成は30cm未満の盛土及び50cm未満の切土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は南側道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を経由して南側道路側溝へ排水する計画です。建蔽率は、22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

県地区122番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は19頁です。農地区分は第1種農地です。その判断根拠は、10ha以上の一団農地が形成されているためです。第1種農地内での転用行為は原則として不許可ですが、今回は集落に接続して設置される住宅であり、申請地以外に目的を達成することができる土地がないため、例外的に許可できる要件を満たします。土地造成は最大40cmの盛土及び10cmの切土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は東側道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化

槽を經由して東側道路側溝へ排水する計画です。建蔽率は、22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

四郷地区 128 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 20 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40%を超えているためです。譲受人は、平成 6 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。譲受人が小売電気事業者として登録されていることが分かる登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

内部地区 124 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 21 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、その判断根拠は、内部地区市民センターから申請地までの距離が約 990m で、センターから半径 990m の円内の宅地化の割合が 40%を超えているためです。譲受人は、平成 27 年に設立された法人で、主に太陽光発電事業を営んでいます。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買意向表明書、小売電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

内部地区 125 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 21 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、内部地区市民センターから 500 m以内に位置するためです。譲受人は、平成 27 年に設立された法人で、主に太陽光発電事業を営んでいます。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買意向表明書、小売電気事業の登録通知書、中部電力への

電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

内部地区 126 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 21 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、内部地区市民センターから概ね 500m 以内に位置するためです。譲受人は、平成 27 年に設立された法人で、主に太陽光発電事業を営んでいます。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買意向表明書、小売電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

内部地区 132 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 22 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は、平成 21 年に設立された法人で、主に太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との太陽光発電所売買意向表明書、小売電気事業の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

水沢地区 127 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、さらに譲受人と借人が 30 年間の賃借権を設定し、駐車場用地とするための申請です。位置図は 23 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、宅地が連たんしている区域であるためです。譲受人兼賃貸人は平成 25 年に設立された法人で、主に介護サービス事業を営む法人です。賃借人は、令和 4 年 5 月に設立された法人で、社会福祉事業を営む法人です。申請理由は、借受人が申請地の北側隣接地で開所した特別養護老人ホームの駐車場が不足するためです。現状は整地済みで周囲にはコンクリートブロックが設置されています。手続きを行う前に転用していることに対して始末書が添付されています。なお、本申請では新たな土地造成として、乗り入れ部

分の高低差を無くすために最大 50 cmの切土を行った上で、コンクリートで舗装する計画となっています。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。

水沢地区 129 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、隣接地と一体利用して太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 24 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、水沢地区市民センターから 500m 以内に位置するためです。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。譲受人が小売電気事業者として登録されていることが分かる登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

水沢地区 131 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 24 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、水沢地区市民センターから 500m 以内に位置するためです。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しています。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。譲受人が小売電気事業者として登録されていることが分かる登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

以上のおり農地法第 5 条の規定による許可申請及び事業計画変更承認申請については、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないと考えられますので、ご審議いただくようお願いします。

会長 事務局から説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

清水委員 内部地区 124 番について、2 種農地で太陽光をされるということですが、3 種農地に誘導することはできなかったのでしょうか。この辺りは家が建ってきているので、3 種農地なのではないかと思えますけどね。

副参事 代替地の検討については、申請者自らが検討を行い、それを申請書に書いていただくのですが、それについては、申請者から「他の

土地では事業を達することができない」ということで、代替性がないことの確認はしていただいております。内部小学校寄りの3種農地の方に誘導というのは必要なことかとは思いますが、代替性を確認して申請に至っています。

清水委員　もう少し業者に強く言うことはできないのでしょうか。2種農地で太陽光の申請がたくさん出てきていますが、周りも耕作されているような所であれば、3種農地への誘導をすることはできないのでしょうか。

伊藤元委員　清水委員のご意見はいい話だと思います。これは何故かと言うと、四日市市の農地に対しての考え方がしっかりとできていないと思います。先人たちが区分けして素晴らしい田んぼを作ってきていただいているわけです。農地である以上は、そういうものを基本として考えていくというスタンスがないです。それは、私はまずいと感じています。ですので、1種農地、2種農地、3種農地を誰がどのようにして決めたのか。市民センターから何m、駅から何mというのは関係ないです。自分たちが大人の理由を作っただけです。食糧自給の問題や農業の安定を目指すような政策をしてきているわけですから、四日市市としても基準を持つべきだと思います。

局次長　伊藤元委員の農業者としてのご意見、清水委員の農地の優位性といった観点でご意見をいただきました。農地部分の考え方自体は、農水省が定める農地区分の考え方に基づいて四日市市も判断をしています。センターからの距離などは、農水省の指標の中で明確に示されているため、それに則って判断していることはご理解をいただきたいと思います。その中で、清水委員が言われる3種農地に誘導というのは、事前相談があればその段階で担当が誘導をしていますが、最終的には地主の意向次第になってしまいます。許可が下りるような立地条件を満たしていると、2種農地であっても審査上の取り扱いをしなければならないです。全体的な農地の利用状況に合わせて、より営農上の利用が少ない所に誘導していくべきだとは考えます。ただ、事前相談が早い段階であればそのような説明ができるのですが、個別に太陽光事業者が地主にダイレクトメールを送って地主が了承をしてしまうと他の土地に誘導ということも難しいです。2種農地は転用ができるという制度上の扱いがありますので、許可相当としなければならないのが現状です。

伊藤元　今次長が言われたことは重々承知しています。今は農業に対し

委員 てどうするかということ審議しています。国の指針に従っていくということはわからなくはないが、国が地方の現状をどこまで知っているのかということが大事です。私たちは、地域の現状を熟知しているわけなので、その摩擦を埋めていかなければならないと思います。「地域計画はいったい何なのか」と問いたいです。実際に、内部地区ではうつぶ農園や認定農業者が新たな担い手として挙がってきています。そういう人たちがどんな営農をしているか、私たちは知っています。あちこちに点々と耕作をされています。点々と耕作をお願いするのではなく、近いところに振り分けてお願いするのが地域計画なのではないですか。そういう中で、もっと行政も協力してくれないといけません。

山中委員 今地域計画の話がありましたが、地主の意向があるんです。「この農業者が嫌い」とか「この農業者が好き」と地主が言われると、私たちは何も言えません。そのようなことは、市役所に任せています。今回太陽光の申請が上がっていますが、この土地の西側で鈴鹿市に抜ける道路ができようとしています。後継者となる子供たちが農業をしないと売らなければならない。この辺りは、1区画1反規模の農地がずっと連なっています。私は太陽光業者に売るよりも農地として残していくべきだと考えていますので、この間もうつぶ農園と契約を結びました。ですが、地主の中にはそうでない方もいますので、太陽光への転用は仕方がないと思います。

伊藤元委員 山中委員のご意見は、地元の思いではなく、個人の考えに聞こえてなりません。考え方を整理したいです。今までは地主が「この営農者は嫌い、この営農者は好き」というように分けていましたが、地域計画の中ではその考え方をやめていこうという方向で進んでいるはずで、田んぼの畔をとって大きくしながら、耕作しやすい圃場を作ることが地域計画の一番の目標だと思っています。そうでないと、今の営農者たちが苦勞を強いられます。先人たちが碁盤の目のようにきれいな田んぼを作ってくれたので、今私たちがやらないといけないのは、農地として存続できるように整えることだと思っています。

山中委員 言われることはわかります。ですが、上から見たらきれいに見える田も、実際に中まで入っていくと、勾配があり耕作が難しい所もあります。今やらないといけないのは、地域の担い手が入り混じって耕作するのではなく、それぞれで分けて連続してやることが一番だと思っています。しかし、畔を切るにしても、地主次第と

いうところが現状だと思います。

伊藤元
委員

この案件とは少し離れるかとは思いますが、四日市市として色々な政策を展開している中で、畔を取るための補助金など、将来の流れに沿った政策でなければならぬと思います。実際に地域計画の中でもある程度の着地点が見えてきました。将来の計画を作らないといけないのですが、現状把握しただけで今回の地域計画は終わってしまいます。来年度からそれをまとめるために、何回か会合を重ねて進めていくような形で方向付けられました。できないところをできるようにするにはどうすればいいか、ということを行行政が政策展開しないため、人任せになっているように感じてなりません。最終的には農地は個人の資産として位置付けられています。ここが障害になっているような気がします。国土であるということをおぼろげに忘れてはいけません。国土を預かっている身として、将来の日本人の生活に食糧を提供していき、残すべきところは残していかなければならないと思います。そこで、地域の市町がしっかりと、地域の農業ビジョンを描いていただきたいと思います。そしてそれを、今後の地域計画の中に落とし込んでみんなで議論ができれば、少しはいいものになっていくのではないかと思います。今見ていると、みんながそれぞれ放置しているというか、無関心で、意気込みが足りない気がします。

会長

貴重なご意見ありがとうございます。地主の意向があつて、なかなか誘導ができないですね。将来地域計画ができてしまえば今後このような問題は少しずつ減ってくると思います。あとは、今回の地域計画はそんなに綺麗なものができると思いますが、地域で10年かけて、一段階ずつ上がっていった皆さんに協議していただくしかないと思います。この案件に関して、質問の答えにはなっていないかもしれませんが、清水委員いかがでしょうか。

清水委
員

この地区はあからさまに隣に3種農地があるじゃないですか。

会長

点々としていますね。

清水委
員

地主の意向はありますが、許可要件はきちんと押さえなければ、私たちとしては許可にできないと思います。2種農地なら何でも大丈夫という認識でいられたら困ります。

会長

事務局、意見をお願いします。

局次長

事務局としても、審査基準は当然参考にしますが、事前に事業者から相談があった場合は、地域の実情に合わせて、影響が少ないと

- ころで事業展開していくよう事業者に指導しながら業務を進めていますので、ご理解いただくようお願いいたします。
- 会長 他の案件について質問があると思いますので、この案件については一旦保留とさせていただきます。他の案件で質問がある方はいらっしゃいますか。
- 古市委員 四郷地区 128 番についてです。この案件の隣地が私の耕作地なのですが、事業者から何の説明も受けていません。案件が上がってきたので、事務局に電話番号を聞いて電話したら、書類を送ってきて、到着したのが 12 月 9 日でした。受人は他にも太陽光の案件がありますが、事務局へ提出する前提が隣地の承諾をとってからということになっているのに、どうなっているのでしょうか。
- 会長 ありがとうございます。事務局、どうでしょうか。四日市市としては事業者が事前説明をするという運用をしているのですか。
- 副参事 許可の要件ではないです。事業地の隣地所有者あるいは耕作者、自治会長などに対する説明義務は法律上課せられていません。ただ、その事業を行う上で周辺地域や自治会との関係、あるいは事業をやっていく上で将来障害になるようなことがないようにあらかじめ事業者が説明するやり方は定着しています。
- 会長 法律上説明する義務がなくても、四郷地区 128 番については事前説明をしているというようになっているのですか。
- 副参事 11 月 25 日に事務局が受け付けた申請書には、隣地所有者に事業計画を説明済みということになっています。古市委員の言われることと申請書に書いてある内容には齟齬がありますので、そこは問題だと思います。同じ事業者として、今月は全部で 5 件の申請があります。四郷地区 128 番の 1 件だけでなく、他の 4 件も同じような文言で申請が上がってきていますので、それが記載通りされているかということについては、一度整理する必要があります。ただ、事業説明をするかしないかについては、許可の審査の要件ではないです。申請者が今後事業を円滑に進めていくために事業者自ら地域に出向いて隣地所有者、自治会に説明をしていることがわかれば事務局としてもいいですが、申請書には事業説明をしたことのみで、それ以上のことは一切記載がありません。
- 会長 隣が優良農地で、認定農業者が耕作をしている所なので、今後問題が出てくると思います。ただ、他の荒廃しているような場所で申請があった時と今回とでは別問題ではないかと思います。
- 伊藤元 当然論外の話です。申請書に書いてあることをしていなかった

委員 ことについて、事務局はどう思いますか。事務局の処理の仕方が甘いと思います。きちんと対応していただかないと、これから先ゆるんでいってしまうのではないかと危惧しています。

会長 事務局、回答をお願いします。

局次長 古市委員や他の委員につきましても、日頃から細かく案件を見ていただきましてありがとうございます。私は、伊藤元委員が言われることと同じ考えです。申請書類に書いてきているということは、審査をする側としては事実であるという前提で審査をしています。それが実体と違うということであれば、当然正していく話になります。この事業者の案件に関わらず、転用案件については大概、周辺の地権者には説明済み、地元には説明済みだと申請書に書いてあります。事務局は、申請書に書いてあれば当然それを信用します。受け止め方は様々あると思いますが、まずは、隣接地所有者に話が流れているのだろうという前提で審査をしていきます。入口論のつかかりはないだろうと考えて、事業者とのやり取りをある程度踏まえた上で、きちんとした計画であるかどうかを審査しています。そこが蔑ろにされているというのは、信用・信頼という部分の関係でどうなんだということになります。確かに周囲への説明の順番がバラバラになることはあると思いますが、事務局としても、どのようなやり方でしていくのかということは考えないといけないと思います。この案件につきましては、直接事業者が現地を回って物件を探し、地主の同意を得て申請しているのか、間に土地のデベロッパーが入っているのか確認していませんが、そういったところも含めて実態の確認をさせていただきます。

伊藤元委員 次長ありがとうございます。事務局ばかりの責任ではないです。このようなことをどうしたら解決できるのかを委員会を通して考えて、法的な規制はないにしても、対策を打っていかないといけないです。道義的な部分をどう担保するかを考え、ガイドラインを作って、違反した時は申請が認められない、などの統一見解を持っていないといけないと思います。喫緊の課題として上げていただくようよろしくお願いします。

会長 貴重なご意見ありがとうございます。意見書にもこのような内容は記載があったと思いますので、前向きに取り組んでいただくようよろしくお願いします。

伊藤元委員 この件については、事業説明をしてもらった上で審議すればいいのではないのでしょうか。私は現段階で承認はできません。

会長 　　他の案件でもまだ質問があると思いますので、質問がある方はご意見願います。

五十嵐委員 　　義務付けられていないという言葉遣い、法律に則っていないからしなくてもいいという言葉遣いは、問題のもとになると思います。近隣に挨拶に行ってお願いをすることがマナーであり、礼儀作法であると思っています。農業委員会に虚偽の報告をしているということは、法に触れるのではないですか。その関連で、水沢地区127番について意見があります。ここは、過去に土地の売買でもめた場所です。地目は畑、現況は雑種地で始末書案件になっています。前回施設を建てた際に、ここの申請地に砂利を敷いて、既に畑ではない状態になっています。今議案に上がってきているということは、勝手に転用したことについて、市がどのような始末をさせているのか知りたいです。農地と知ったうえで転用しています。譲受人は補助金を受けて老人ホームを経営していることで、農地を乱用しているように感じます。それについて農業委員として、意見を言わざるを得ないです。

会長 　　事務局、始末書がどのような内容になっているのか、説明お願いします。

副参事 　　五十嵐委員が言われるように、今回の申請地は元々令和5年に特別養護老人ホームとして施設ができる際に、合わせて今回の申請地も砂利を敷いてブロックで囲ってしまったとのことです。本来であれば老人ホームを建設する際に農地転用の申請をしなければならなかったところを、怠ってしまったということです。始末書には、今後このようなことがないように、適正な手続きを行う旨が記載してあります。既存の駐車場が足りないため、新たな駐車場が必要ということで今回議案に上げさせていただいております。

五十嵐委員 　　謝って済むということですね。

副参事 　　例えば、農用地区域内での転用行為は、始末書が付いてきても農地転用許可は下ろせないです。今回の申請地は農用地区域ではなく、申請をすれば事後的に許可できる土地です。これまでも追認案件として処理した案件は多々あります。

五十嵐委員 　　今回は土地所有者ではなく成年後見人が申請をしていますが、成年後見人は法律を熟知した人です。ましてや、補助事業の特別養護老人ホームも熟知した人が中に入っているながら、農地を乱用していることが気になります。

- 会長 最初に申請してもらえばよかったですね。
- 五十嵐委員 そうです。農地であるならば、3種農地、農用地関係なく、農地に戻してから申請をしないといけないと思います。
- 局次長 水沢地区 127 番に関して、以前特別養護老人ホームが建つ時は近隣の方との関係で多々問題があり、結果的にご承認いただいたという経緯は承知しております。今回、制度上のお話としては、転用自体はできないことはないです。五十嵐委員の言われる通りですが、事務局としては、追認せざるを得ない案件だと考えておりますので、ご審議よろしくをお願いします。
- 伊藤元委員 違反転用をした者に対して、どうペナルティーを付けるか考えていかないと今の時代ではだめです。このままだと、やってしまったもの勝ちで、野放しのままです。地方が努力してガイドラインを作り、それに合わせて国が動いてもらうような方向を示すのも大事な仕事だと思います。そうでないと、事務局の皆さんは法に基づいての対応しかできていないと感じます。今後の課題として、市のトップの方たちと話をするべきです。このままだと、あまり農業委員の意味がないと感じてしまいます。どうか気持ちを汲んでいただきたいです。
- 会長 ご意見ありがとうございます。古市委員からご意見のあった四郷地区 128 番と、同じ事業者による申請である三重地区 118 番、県地区 119 番、水沢地区 129 番、水沢地区 131 番の計 5 件と五十嵐委員からご意見のあった水沢地区 127 番を除いた案件を採決させていただきます。案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 会長 異議ないものと認めて承認いたします(全会一致で承認)。
続いて、水沢地区 127 番について採決をとらせていただきます。この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。
- 五十嵐委員 その前に、先ほどの質問に対する答えを聞いていません。違反転用のあった農地をもう一度畑に戻すのか、戻さないのか、そこがわからないと承認できません。
- 副参事 水沢地区 127 番については、許可要件を満たしているということで事後的に認めていきたいと説明させていただきました。現地を復元させる意図はありません。
- 五十嵐 謝ったらそれでいいということですね。

委員
副参事 復元せずに現状の状態を追認していくということです。違反案件について全て一律の取り扱いをするというわけではありません。この案件に関してはそのような取り扱いをするということです。

五十嵐
委員 この案件だけ特別ということですか。

副参事 そういうわけではありません。市街化調整区域で3種農地であれば、本来なら事前に許可を取っていれば良かったところを手続きを怠ったことに対して、事後的に承認をするということです。

伊藤元
委員 採決と言われると私も困ったと思っています。道義的な部分で不許可にするのは認められないということはわかっていますが、区切りをつけるという意味で一旦保留にしておいてはいいのでしょうか。それで何ができるかわかりませんが。

五十嵐
委員 謝って済むものなら、このような会議はいりません。

伊藤元
委員 採決して反対が出たということは、汚点になったということです。そこを道義的にどう考えるかということです。

山川
委員 一度事務局から会議での出来事を申請者にお話いただいて、もう一度審議に上げることはできないのですか。

清水
委員 指導に従って申請書を出してくれるのはいい方で、指導しても違反状態のままである所もあるわけです。追認できるものはそれで整理していかないと農業委員会にも案件がたくさんあるので、何ともできないのではないかと思います。整理できる所は、整理していった方がいいと思います。始末書が付いている案件については違反状態を起こした時に、農業委員として見つけることができなかったということも負い目があると思います。申請が上がるまでに指導すべきものであれば、指導すれば良かったわけです。

会長 色々と意見がありますが、私も整理しないといけないと思います。水沢地区127番については、採決を取らせていただこうと思います。

まず、反対の方は、挙手願います。

(4名挙手)

会長 賛成多数のため、異議ないものと認めて承認いたします。我々も違反転用を見つけるということに力を入れていきたいと思います。

続きまして、三重地区118番、県地区119番、四郷地区128番、

水沢地区 129 番及び水沢地区 131 番の計 5 件について、採決をさせていただきます。

局次長 隣地の説明の状況については、事務局預かりで、5 件それぞれについて再度申請者の方に実態を確認させていただきたいと思えます。他の件について疑念・疑義はございますか。

古市委員 四日市市で譲受人の会社はいつから始まっていますか。

事務局 今回が初めてです。

会長 では、三重 118 番、県地区 119 番、四郷地区 128 番、水沢地区 129 番及び水沢地区 131 番の計 5 件については、事務局預かりでよろしいですか。問題ないという方は挙手願います。

局次長 事務局で一旦申請として預かり、隣地説明の所を中心に整理をした上で、1 月の月例総会に再度上げさせていただきます。

会長 そういうことでよろしい方は、挙手願います。
(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて保留いたします (全会一致で保留)。

(4) 議案第 4 号 非農地証明願

会長 議案第 8 号を上程しますので、事務局から説明してください。

副参事 非農地証明願について 3 件の申請がございました。
常磐地区 31 番は、平成 4 年から宅地として利用し、現在に至っています。位置図は 25 頁です。平成 4 年に撮影された航空写真と現地調査から、20 年以上農地以外の目的に利用されてきたことが確認できます。
県地区 30 番は、平成 10 年から宅地として利用し、現在に至っています。位置図は 19 頁です。平成 10 年に撮影された航空写真と現地調査から、20 年以上農地以外の目的に利用されてきたことが確認できます。
楠地区 32 番は、昭和 36 年から宅地として利用し、現在に至っています。位置図は 26 頁です。平成 16 年に撮影された航空写真と現地調査から、20 年以上農地以外の目的に利用されてきたことが確認できます。
以上のことから、これらの案件につきまして、非農地証明を交付する要件を満たしていると判断されますので、ご審議いただくようお願いいたします。

会長 事務局から説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

特にないようですので、この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員挙手ということで承認をいたします(全会一致で承認)。

(5) 議案第5号 農用地利用集積計画(所有権移転)

会長 議案第5号を上程しますので、事務局から説明をお願いします。

副参事 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転です。

川島地区16番は、譲渡人から譲受人へ売買を行う計画です。位置図は27頁です。譲受人の耕作面積は100,223.37㎡です。譲受人は現在、茶を中心に栽培しています。申請地はこれまで利用権設定によって譲受人が茶畑として管理されており、権利取得後は茶を引き続き栽培する計画です。区域区分に関しては、農用地区域内農地です。10a当たりの対価については議案書記載のとおりです。説明は以上です。

会長 事務局から説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

特にご意見がないようですので、この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします(全会一致で承認)。

5 会長、議案の終結を宣言

6 12時10分、会長、閉会を宣言

7 散会

以上についてこの議事録が真正であることを確認して、署名する。

令和 年 月 日

委員

委員